

サークル活動を始めるには…

※団体（サークル）登録手続きをする際は、下記のことにご注意下さい。

●サークル登録の条件

- ①原則として、会員数10名以上、うち5割以上が町内に在住、在勤、在学の方であること。
ただし、和室は5名以上とする。
- ②少なくとも月1回以上活動すること。
- ③20歳以上の方が代表者であること。※未成年だけの登録はできません。
- ④コミュニティーセンター利用団体連絡協議会へ加入すること。
- ⑤コミュニティーセンター利用団体連絡協議会「年会費」1,000円を収めること。
- ⑥公民館まつり、生涯学習振興大会等、コミュニティーセンター主催事業に協力すること。

●サークル登録の注意事項

- ①サークルの名義を使っての目的外使用はできません。
- ②営利、宗教勧誘、政治活動等を目的とする団体の登録はできません。
- ③定期の活動日であっても、公民館、役場、教育委員会等の行事が優先です。その場合は部屋の変更、取り消しの場合があります。（事前に連絡・調整を行います。）
- ④違反があった場合は、登録を取り消し、有料使用あるいは使用停止とします。
特に、会員登録について住所・勤務先等を故意に偽り、あるいは名義貸し等の不正を行った場合は3ヶ月～1年間の使用停止とします。

●サークル代表者の方へ

- ①与那原町では、平成15年度に「情報公開制度」及び「個人情報保護条例」が施行されました。
個人情報を公表する場合、直接本人から情報を収集し、承諾を得て行うことになっています。
- ②記載事項の変更・修正等がある場合は、ご連絡下さい。



与那原町コミュニティーセンター(公民館係)

TEL 835-8220 FAX 835-8617